

資料編

1 策定経過

開催	会議等	内容
平成 27 年 5 月 29 日	平成 27 年度 第 1 回 柏市環境審議会	柏市環境基本計画の改定について（諮問）
平成 27 年 7 月 31 日	平成 27 年度 第 2 回 柏市環境審議会	柏市環境基本計画改定に係る総論（現状把握，課題の抽出）について（審議）
平成 27 年 10 月 14 日	平成 27 年度 第 3 回 柏市環境審議会	柏市環境基本計画改定に係る施策の方向性について（審議）
平成 27 年 12 月 24 日	平成 27 年度 第 4 回 柏市環境審議会	柏市環境基本計画改定の骨子案について（審議）
平成 28 年 1 月 29 日	平成 27 年度 第 5 回 柏市環境審議会	柏市環境基本計画改定の素案について（審議）
平成 28 年 2 月 12 日 ～3 月 11 日	パブリックコメント	
平成 28 年 3 月 24 日	平成 27 年度 第 6 回 柏市環境審議会	柏市環境基本計画の改定原案について（答申）

2 柏市環境審議会

任期 平成 26 年 5 月 17 日～平成 28 年 5 月 16 日

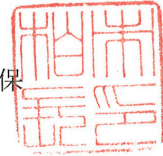
区分	氏名	職等	備考
学識経験者	青柳 みどり	国立環境研究所 環境計画研究室長	
	阿久津 好明	東京大学大学院 准教授	
	内山 久雄	東京理科大学理工学部 教授	会長
	佐藤 仁志	麗澤大学経済学部 教授	
	野村 昌史	千葉大学大学院園芸学研究科 准教授	
	吉田 好邦	東京大学大学院 教授	
市民団体の代表者及	佐藤 郁子	名戸ヶ谷ビオトープを育てる会	
	村田 静枝	柏市ストップ温暖化サポーター	副会長
	川瀬 美幸	公募委員	
	中川 雅之	公募委員	
	早川 純一	公募委員	
	龍門 海行	公募委員	
代表者 農業者、商業、工業、 及び市内事業所の団体	川上 よう子	柏市沼南商工会推薦	
	川津 恵子	柏市商店会連合会推薦	
	鈴木 勲	柏市農業委員会推薦	
	花島 美枝子	柏商工会議所推薦	
	皆川 悦子	柏産業懇話会推薦	
	村田 香織	十余二工業団地連絡協議会推薦	

柏環環第174号
平成27年5月29日

柏市環境審議会

会長 内 山 久 雄 様

柏市長 秋 山 浩 保



柏市環境基本計画の改定について（諮問）

本市における環境保全施策の更なる推進を図るため、柏市環境基本計画の改定について、柏市環境基本条例第24条第1項の規定により、貴審議会に諮問します。

平成 28 年 3 月 24 日

柏市長 秋 山 浩 保 様

柏市環境審議会

会長 内 山 久 雄



「柏市環境基本計画」の改定について（答申）

平成 27 年 5 月 29 日付け柏環環第 174 号で諮問がありました
柏市環境基本計画の改定について、下記のとおり答申します。

記

当審議会において、柏市から提示がありました「柏市環境基本計画（第三期）」案について審議したところ、その内容が妥当と判断し、同案をもって当審議会の答申といたします。

なお、計画の決定後は、速やかに公表するようお願いします。

3 環境基準

(1) 平成 26 年度 大気常時監視結果と環境基準の適合状況

No	測定局名	属性※2	環境基準※1の適合状況									
			二酸化硫黄		二酸化窒素 NO ₂	光化学 オキシダ ント Ox	一酸化炭素		浮遊粒子状 物質 SPM		微小粒子状 物質 PM2.5	
			SO ₂ 短期	長期			CO 短期	長期	短期	長期	短期	長期
1	永楽台	一般	○	○	○	×	—		○	○	○	○
2	大室	一般	○	○	○	×	—		○	○	×	○
3	南増尾	一般	—		○	×	—		○	○	—	
4	旭	自排	—		○	—	○	○	—		—	
5	伊勢原	自排	—		○	—	—		○	○	—	
6	西原	自排	—		○	—	—		○	○	—	
7	大津ヶ丘	自排	—		○	—	○	○	○	○	—※3	

備考

※1 環境基準 短期：短期的評価 長期：長期的評価

- ・ 二酸化硫黄環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり（短期的評価），かつ，1時間値が0.1ppm以下であること（長期的評価）。
- ・ 二酸化窒素環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
- ・ 光化学オキシダント環境基準：1時間値が0.06ppm以下であること。
- ・ 一酸化炭素環境基準：1時間値の1日平均値が10ppm以下であり（短期的評価），かつ，1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること（長期的評価）。
- ・ 浮遊粒子状物質環境基準：1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり（短期的評価），かつ，1時間値が0.20mg/m³以下であること（長期的評価）。
- ・ 微小粒子状物質環境基準：1日平均値が35μg/m³以下であり（短期的評価），かつ，1年平均値15μg/m³以下であること（長期的評価）。

※2 一般：一般環境大気測定局 自排：自動車排出ガス測定局

※3 “—”は測定していない物質。大津ヶ丘測定局の微小粒子状物質は有効測定日数に達していないため環境基準との比較は行っていない。

(2) 柏市を流域に含む公共用水域の BOD・COD 値

(単位：mg/L)

河川名等	測定地点	測定項目	環境基準	75%値	環境基準適合状況
				平成 26 年度	
利根川	栄橋	BOD	2	1.7	○
利根運河	運河橋	BOD	3	<u>5.9</u>	×
坂川	弁天橋	BOD	10	2.0	○
大堀川	北柏橋	BOD	8	2.9	○
大津川	上沼橋	BOD	5	3.2	○
染井入落	染井新橋	BOD	—	3.0	○
金山落	名内橋	BOD	3	2.2	○
手賀沼	手賀沼中央	COD	5	<u>8.4</u>	×

※ 数値のアンダーラインは環境基準値を超過したもの。

※ 環境基準点における水質測定結果の環境基準に対する適合の判断は，年間を通した日間平均値の全データのうち 75%以上のデータが基準値を満足している基準点を適合しているものと判断する。

4 用語解説

【アルファベット】

IPCC

気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change）の略称。人為起源による気候変化等に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988 年に世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）により設立された組織のこと。

NGO

「Non-governmental Organization」の略称で、日本では「非政府組織」と訳されている。貧困、飢餓、環境など、世界的な問題に対して、政府や国際機関とは違う民間の立場から、利益を目的とせずこれらの問題に取り組む団体のこと。

NPO

「Non-Profit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体のこと。

PM（浮遊粒子状物質）

大気中を浮遊している粉じん（細かいちり）のうち粒径が 10 ミクロン（100 分の 1mm）以下のもの。工場や自動車（特にディーゼル車の排ガス）のほか、土砂の舞い上がりなどの自然現象によっても発生する。

3R（スリーアール）

1. Reduce（リデュース）：廃棄物の発生抑制，2. Reuse（リユース）：再使用，3. Recycle（リサイクル）：再生利用の 3 つの頭文字をとったもの。循環型社会形成推進基本法では、これらに、4. サーマルリサイクル（熱回収），5. 適正処分を加え、この順に優先的に廃棄物対策に取り組むことが望ましいとされている。

【あ行】

オゾン層

オゾンは酸素原子 3 個からなる気体で、大気中のオゾンは成層圏（約 10～50km 上空）に約 90% 存在しており、一般的にオゾン層と呼ばれている。オゾン層は、太陽からの有害な紫外線を吸収することから、地上の生態系を保護するとともに、成層圏の大気を暖める役割があり、地球の気候の形成に大きく関わっている。

温室効果、温室効果ガス

太陽の光で温められた地表面から地球の外に向かう赤外線を吸収することにより、地表面付近の大気を暖めることを温室効果といい、赤外線を吸収する性質のある二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンガス等を温室効果ガスという。中でも、二酸化炭素は、地球温暖化に及ぼす影響が最も大きな温室効果ガスである。

【か行】

カシニワ制度

柏市内で市民団体等が手入れを行いながら主体的に利用しているオープンスペース（樹林地や草地等）並びにオープンガーデンを「カシニワ＝かしの庭・地域の庭」と位置づけ、カシニワの創出や活用に対して様々な支援を行う制度。

環境基準

国が定めた健康保護と生活環境の保全上で維持されることが望ましい基準のこと。現在は、典型 7 公害のうち、大気汚染、水質汚濁、騒音、土壌汚染の 4 分野について設定されている。

環境マネジメントシステム

組織や事業者が、自ら設定した環境保全に関する方針や目標を達成するために策定する、工場や事業所内における体制・手続き等の仕組みのこと。

環境マネジメントシステムには、環境省が策定したエコアクション 21 や国際規格の ISO14001 がある他、全国規模のものにはエコステージ、KES・環境マネジメントシステム・スタンダードがある。

光化学オキシダント

窒素酸化物や炭化水素などが太陽光（紫外線）の作用によって反応をおこして生成される物質で、光化学スモッグの原因となるもの。

光化学スモッグ

光化学オキシダントが原因で発生する大気汚染（スモッグ）のこと。日差しの強い夏季に多く発生し、目の粘膜への刺激や呼吸への影響といった健康被害や、農作物への影響をもたらすことがある。

【さ行】

再生可能エネルギー

発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出せず、永続的に利用することができるエネルギーのこと。太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存在する熱、バイオマスが挙げられている。

酸性雨

酸性雨とは、二酸化硫黄（SO₂）や窒素酸化物（NO_x）などを起源とする酸性物質が雨・雪・霧などに溶け込み、通常より強い酸性を示す現象のこと。酸性雨・酸性雪が降り注いで土壌や湖、河川が酸性化することにより、森林や水生生物等に重大な影響を及ぼす。

自然共生、自然共生社会

自然の保護又は整備を通じて社会経済活動と自然環境を調和させることを自然共生といい、それが実現する社会を自然共生社会という。

持続可能な開発

将来の世代のニーズを充たしつつ、現在の世代のニーズをも満足させるような開発のことをいう。

持続可能な社会

健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域までにわたって保全されるとともに、それらを通じて国民一人一人が幸せを実感できる生活を享受でき、将来世代にも継承することができる社会のこと。

市民緑地

都市緑地法第 55 条に規定されている制度で、土地所有者や人工地盤・建築物などの所有者と地方公共団体又は緑地管理機構が契約を締結し、緑地や緑化施設を公開するもの。

循環、循環型社会

循環とは、資源の採取や破棄が環境への影響の少ない形で行われ、かつ一度使用したものが繰り返し使用されるなど、生産活動や日常生活の中で環境への影響を最少にするような物質循環を意味し、循環型社会とは、廃棄物等の発生抑制、廃棄物等のうち有効活用できるものの循環的な利用、といった 3R 行動及び廃棄物等の適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。

水素エネルギー

水素が燃焼して空気中の酸素と反応する際に発生する熱エネルギーのこと。原料となる水素は、火力・原子力・再生可能エネルギー等の一次エネルギーを利用して、使用時には水のみを排出することから、クリーンなエネルギーとされる。

生活排水

家庭（台所、洗濯、お風呂など）から流される排水のこと。

生態系

自然界のあるまとまった地域に生活する生物群集とそれらの生活を構成する環境を一体としてみたもの。

生物多様性

生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。ある地域にどれくらいの種類の生物又は生物を構成する系が存在しているかを指す。

創エネ

現在使用している電気の使用量を削減する「省エネ」に対し、再生可能エネルギーなどの環境にやさしいエネルギーを創り出していくこと。

【た行】

多面的機能

土地の保全、水源の涵養（かんよう）、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農村で農業生産活動が行われることにより生じる、食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能のこと。

地球温暖化

人間の活動に伴い排出される温室効果ガスにより、地球全体の平均気温が上昇する現象のこと。
気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書によれば、2081年から2100年の世界の平均地上気温は、1986年から2005年の平均よりも最小で0.3℃、最大で4.8℃上昇すると予測されている。

低公害車

窒素酸化物（NO_x）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境性能に優れた自動車のこと。低公害車の普及は自動車から排出されるCO₂の削減だけでなく、自動車に起因する大気汚染問題への対応としても大変有効とされる。

低炭素社会

現状の産業構造やライフスタイルを変えることで、地球温暖化の原因とされるCO₂の排出量を低減した社会のこと。

典型7公害

環境基本法において「公害」とは、事業活動その他の人の活動に伴って相当範囲に生じる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭により、人の健康又は生活環境に被害が生じることと定義されており、この7種類は典型7公害と呼ばれている。

特定外来生物

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき、日本の在来生物の生態系や、人の生命・身体、農林水産業関連に被害を及ぼすおそれのあるとして環境省が指定している生物のこと。特定外来生物は、輸入、販売、飼育、栽培、運搬等が禁止されている。

都市公園

都市公園法第2条に基づき、国又は地方公共団体が設置する公園又は緑地のこと。

【な行】

野焼き

焼却設備を使わずに廃棄物を焼却処分すること。事業者による産業廃棄物の野焼きは、ダイオキシンの排出などの問題があるため、法律で禁止されている。また、家庭から出るごみの野焼きも同じように法律で規制されている。

【は行】

放射線量率

放射線の単位時間（通常は 1 時間）あたりの量。サーベイメーターやモニタリングポスト等の放射線測定器によって測定される。単位は主に、マイクロシーベルト毎時（ $\mu\text{Sv/h}$ ）。

【ま行】

みどりの広場

生活環境が整備された地域に隣接する良好な樹林地（保護地区）について、市が土地所有者と土地使用貸借契約を結び、市民が利用できるような緑地として設置する制度。

緑の保護地区

柏市緑を守り育てる条例に基づいて、市が指定する緑が良好な自然景観を形成している 700m² 以上の一団の樹林地などのこと。土地の管理については土地所有者が行う。

面的利用

エネルギーの利用効率を高めるため、地域のエネルギーの需要・賦存状況に応じて、建物間のエネルギー需給に係る補完関係を利用した相互のエネルギー融通のこと。

【や行】

谷津

台地や丘陵地にできた浅い侵食谷の地形で、谷戸ともいう。斜面から地下水が湧出して湿地や河川を形成する。この環境を利用して作られた水田を谷津田という。